# 特定非営利活動法人日本 PostgreSQL ユーザ会定款

# 新旧対照表

# (入会金及び会費の不返還)

第 12 条 既に納入した<u>入会金、会費</u>は、返還 しない。

#### (総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) $\sim$ (3) (現行のとおり)
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6)~(7) (現行のとおり)
- (8) 借入金(その事業年度内の<u>収益</u>をもって償還する短期借入金を除く。第<u>47</u>条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)~(12) (現行のとおり)

# (資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) $\sim$ (3) (現行のとおり)
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

# (事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う 予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、 総会の議決を経なければならない。

#### 旧

## (<u>拠出金品</u>の不返還)

第 12 条 既に納入した<u>入会金、会費その他の</u> 拠出金品は、返還しない。

#### (総会の権能)

第 22 条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)~(3) (略)
- (4) 事業計画及び収支予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び収支決算
- (6)~(7) (略)
- (8) 借入金(その事業年度内の<u>収入</u>をもって償還する短期借入金を除く。第 48\_条において同じ。) その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9)~(12) (略)

## (資産の構成)

第 38 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1)~(3) (略)
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

#### (事業計画及び予算)

第 44 条 この法人の事業計画及びこれに伴う 収支予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成 し、総会の議決を経なければならない。

#### (暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収益費用を講</u>じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

# 【削除】

(以下、条ずれ)

## (事業報告及び決算)

第 47 条 この法人の事業報告書、活動計算書、 貸借対照表及び財産目録等決算に関する書 類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長 が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を 経なければならない。

#### (定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により 所轄庁の認証を得なければならない事項を 除く。) したときは、所轄庁に届け出なけれ ばならない。

#### (公告の方法)

第 <u>53</u> 条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。<u>ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の</u>ホームページにおいて行う。

#### (暫定予算)

第 45 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ<u>収入支出とす</u>ることができる。

2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の 収入支出とみなす。

#### (予備費)

第 46 条 予算超過又は予算外の支出に充てる ため、予算中に予備費を設けることができ る。

2 予備費を使用するときは、総会の議決を経なければならない。

## (事業報告及び決算)

第 48 条 この法人の事業報告書、<u>財産目録、</u> 貸借対照表及び収支計算書等決算に関する 書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事 長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決 を経なければならない。

#### (定款の変更)

第 <u>50</u> 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第 25 条第3項に規定する<u>軽微な事項を除いて</u>、所轄庁の認証を得なければならない。

## (公告の方法)

第 <u>54</u> 条 この法人の公告は、この法人の掲示 場に掲示するとともに、官報に掲載し